

○七P P M程度、鯉類では○、二八P P Mに汚染され、泥質では○、四P P MにもおよぶP C B汚染が現に進行していることを明らかにし、P P M方式の盲点を指摘しました。

さらに、霞ヶ浦汚染の当面する一番問題となっている富栄養化について触れ、し尿処理場が汚染源の一つとなっていること、周辺の工場化が引きがねになって都市化が進行していることを述べ、富栄養の内容としての窒素とリン酸についての規制のない点を指摘しました。

最後に、自らの分析結果をもとに、流入河川についてワース5をあげ（山王川、川口川、備前川、團部川、新川）、これらの河川がさらに汚染を進行させつつあることを警告しました。

最後に、副島先生は、はじめに土浦市、茨城県および茨大農学部などの分析データをもとにして、昭和四十五年～四十七年度の霞ヶ浦の汚濁の推移、流入河川の昭和四十七年度の汚濁状況を述べました。霞ヶ浦についてはC O D、S Sの汚濁が顕著に認められ、国が指定した湖沼類型Aからはなはだしく汚染されている状況が報告されました。つづいて昭和四十七年度の土浦市公害課の資料をもとに、排水基準不合格の企業の実態について述べ、また霞ヶ浦周辺におけるP C B環境汚染の実態につ

いても昭和四十七年度の県公害技術センター、衛生研究所、農業試験場などの分析データを報告しました。これらの資料をもとに、霞ヶ浦と流入河川の汚濁がたいへんなどころまで進行しているし、さらに進行しようとしていること、これを防ぐためにはどうしたらよいかという観点から、次のような項目を挙げました。

まず、排水の規制基準についてP P M自体企業にゆるといふこと、さらに自浄作用の容量や生物濃縮を考慮すると、汚染物質の濃度はなく、総量規制が必要であることを訴えました。第二、都市下水については、沈澱槽や活性汚泥法などの第一次および第二次処理では不十分であって、窒素やリン酸が除去されないので、富栄養化を防げないこと。そのために第三次処理が必要であることを指摘しました。さらに、底質（ヘドロ）の原状復帰公害関係の研究機関の早期充実、有機物の生産中止などの方策についても言及した。

これら三名の方々の講演の前に、実行委員会に参加された各団体から霞ヶ浦をめぐる「さまざまの不安と期待」ということで報告がありました。

はじめに「市民の生命と生活にかかわる霞ヶ浦」と題して土浦自然を守る会の佐賀先生、つづいて、「霞ヶ浦汚染について―植物生態学の立場から」と題して高教組